

障害福祉を施策展開するために ～ 差別解消・合理的配慮・就労強化～



令和6年12月

戸田市議会 健康福祉常任委員会

1 はじめに

令和6年4月1日、「戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例」(以下、「戸田市条例」)が施行された。障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会づくりを推進することを目的に据えた条例であり、共生社会づくりのための施策を総合的に推進することが、市の責務として規定されている。

当委員会では、条例を制定するだけでなく、実効性のある施策を展開してもらいたいとの考えから「障害福祉を施策展開するために」を今年度の年間活動テーマに掲げ、活動をすすめることとした。

ただ、障害福祉の施策展開といっても、その対象は多岐にわたり、障害児・者が社会で過ごしやすい制度設計、就労につなげるまでの環境整備、親亡き後の支援など、様々な課題が見えてくる。当委員会では「差別解消」「合理的配慮」「就労強化」をキーワードに調査・研究を進め、この度、提言を行うものである。

2 キーワードと課題意識

(1) 「差別解消」と「合理的配慮」

戸田市条例が施行された令和6年4月1日には、障害者差別解消法が改正された。本改正の大きな変更点は、合理的配慮の提供義務が民間事業者にも義務化された点である。ただし、合理的配慮については、具体的にどのような配慮・調整が必要であるかについて、法令のなかでは明確化されていない。

加えて、令和6年度から11年度までを計画期間とする「戸田市障がい者総合計画」においても、重点項目の一つとして「障がいのある人の権利擁護の推進」が挙げられていることから、「差別解消」及び「合理的配慮」に関する積極的な施策展開が必要と考える。

(2) 「就労強化」

就労は障害者の自立と社会参加を促す大きな契機となるものと言える。就労を促進するためには、障害者自身がどのような作業ができるのか、可能な就労を選択するためのアセスメントが欠かせない。その一方で、関連する制度の変更も多く、令和7年10月からは就労選択支援という新たな制度が開始予定となっている。

雇用する側に目を向けると、障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることとなっている。加えて将来的には、障害者就労支援の新資格の創設も検討されている。先に挙げた「差別解消」「合理的配慮」の観点も欠かせない。今後の障害者就労にあたっては、これらを踏まえた様々な環境整備が求められる。なお、「戸田市障がい者総合計画」においても、重点項目の一つとして「就労・社会参加支援の充実」が挙げられている。

3 委員会視察等について

本年2月以降、毎月の委員会の開催時に、テーマに関する委員間討議を進めた。かねてから、合理的配慮の実態や、民間企業における障害者就労の状況が見えない現状、市内で障害者が働ける場所が少ないといった市民からの声が寄せられていることについて各委員から報告があり、課題意識の共有が図られた。こうした課題にどう対応し、どのような施策展開が良いのかを探るために、下記のとおり視察を行い、委員会において検証を実施した。

所沢市

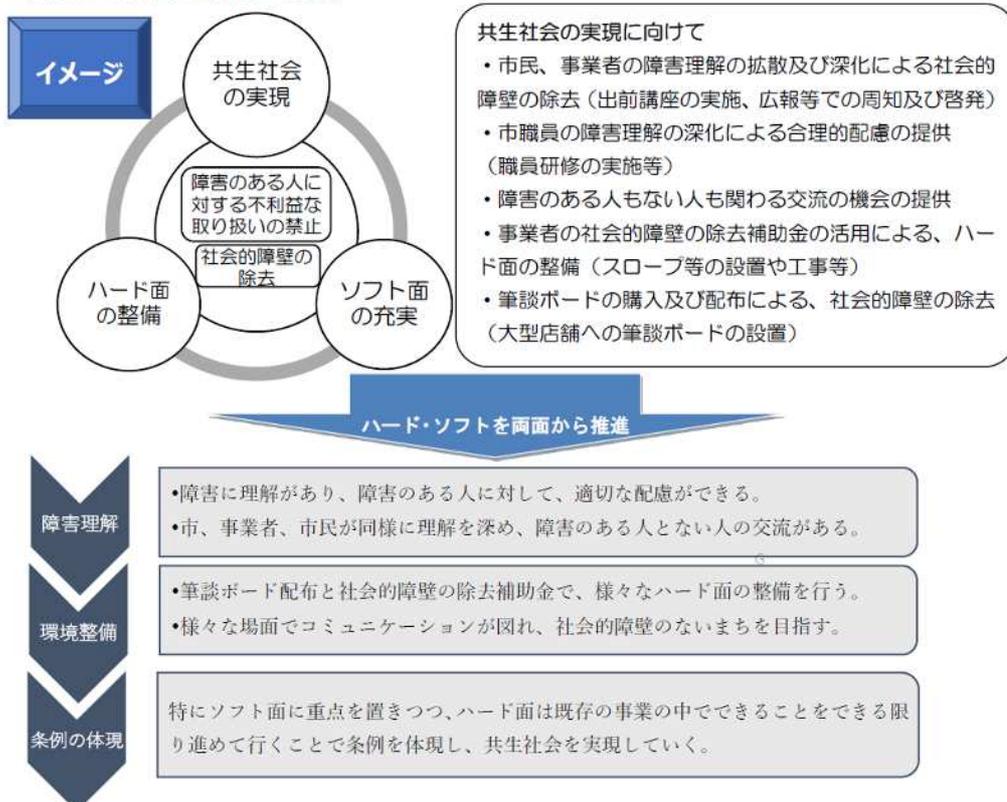
「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」(以下、所沢市条例)と、条例に基づく事業展開について視察した。

平成30年に制定・施行された所沢市条例の特色は以下の3点である。

- (1)障害のある人の自立及び社会参加のための支援について意思疎通や教育など、具体的な観点からの規定があること
- (2)手話など非音声言語を言語であることと定めた規定があること
- (3)相談実施後に問題が解決しない場合のあっせんに関する規定があること

条例制定の目的（所沢市提供資料より）

【条例の目指す共生社会の実現】



所沢市では、障害のある人もない人も参加しやすいイベントの開催や、合理的配慮の取組を事業者に促す補助金の整備、所沢市条例に基づく企業への働きかけ等、条例制定の目的に基づいた施策が実施されていた。

障害のある人もない人も誰でもできる

ワークショップ

障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的とした、「障害者の芸術文化活動の推進に関する取組」として、令和5年度は3つの障害のある人もない人も誰でもできるワークショップを実施しました。今後もワークショップを開催することで、芸術文化活動への参加の機会を創出していきます。



所沢市「第6次所沢市障害者支援計画」(令和6年3月)より

市内福祉作業所かがやき

就労継続支援B型事業所における利用者の現況を視察した。主にタオル畳みや駅前のごみ清掃の仕事を請け負っており、かがやきにおけるひと月あたりの工賃の平均は32,399円(令和4年度)と全国・県平均よりは大きく上回っているものの、仕事探しに苦労しているという課題もあるとのことだった。



日本基板ネットワーク事務局(新潟県新潟市)

平成22年度から、パソコンをはじめとする電子機器や小型家電を回収して分別・分解することにより、基板にある希少金属を再資源化する「基板事業」に取り組む。分別・分解作業を障害者が担い、工賃の上昇につながっている。現在、26都道府県・82施設に取組が広がっている。

職人のように解体作業を行うことから、こちらの障害者施設で働く利用者は「マイスター」と呼ばれている。事務局に併設された新潟市内の就労継続支援B型事業所を視察したところ、「マイスター」の皆さんが高い集中力で手際よく作業に取り組んでいた。特別支援学校の生徒の実習の受入を行っていて定着率も高く、月7万円以上の工賃を得ている方もいる。

また、基板の回収や現地での解体作業のため、マイスターと職員とで企業や自治体、病院、学校などの施設に出張することもあり、社会との関わりを持つ機会が多く得られている。

作業の流れ
(日本基板ネットワーク事務局提供資料より)

最初にHDDとバッテリーを外します!



HDDは、情報漏えい防止含め、適正に解体処理を行います。

外周のネジ全て外します。シールで隠されている部分もあるので要注意!



正面のキーボード周辺を取り外し解体します。



本体と基板ユニット部を取り外し、基板だけを取り出します。



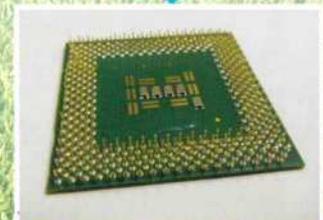
パソコン基板には…



CPUが入ってる!



メモリー(基板の中で高品位)



CPU(金メッキがたくさん)

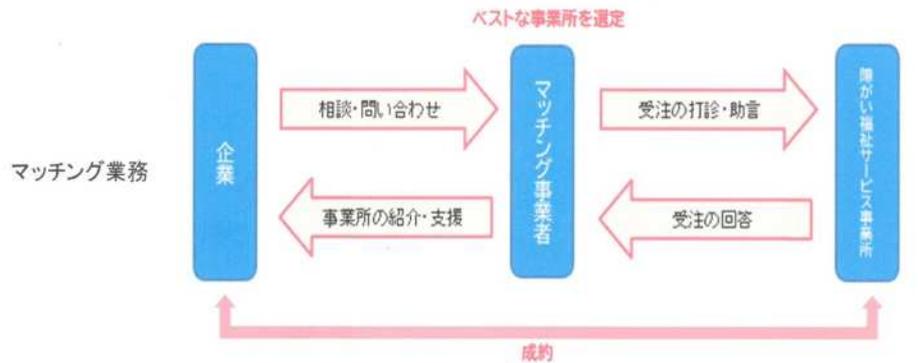
新潟県燕市

障害者就労の新規施策について視察を実施した。燕市では、令和5年度から、福祉作業所の作業受注と企業の作業発注とのマッチングを支援し、福祉作業所のアドバイザー業務を行う「作業受委託マッチング促進事業」を開始した。初年度は10件の作業受委託マッチングが成立している。

作業受委託マッチング促進事業の概要（燕市提供資料より）

《事業の内容》

企業からの発注に最適な障がい福祉サービス事業所を紹介し、成約までサポートします。



アドバイザー業務

作業効率、単価交渉、支援者指導について、障がい福祉サービス事業所に助言を行います。

また、市場ニーズに応じた新商品開発や販路開拓を支援する「授産品新商品開発・販路開拓等支援補助金」を開始するなど、障害者雇用環境の強化を図っていた。

このほか、燕市では市の庁舎や資料館の清掃の業務委託、資源ごみの分別作業業務委託、小型家電の解体分別作業業務委託、公園・緑地の除草作業などの役務を、市内の障害者施設から調達しており、令和5年度は17件の役務が該当している。

* * *

上記のほか、先進自治体の事例についても委員会内で紹介があった。

岡山県総社市

総社市は「障がい者千人雇用」を掲げ、平成23年から取組を開始した（平成29年に目標を達成し、現在は「障がい者千五百人雇用」）。主な取組は以下のとおりである。

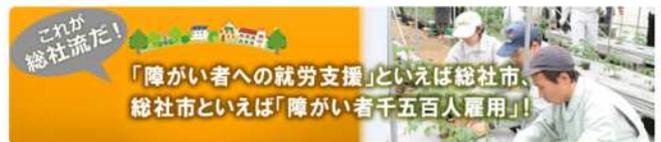
- ・障害者雇用推進のための条例の制定。
- ・ハローワークとの連携による就労支援ルームを整備し、市の職員がハローワークに常駐しワンストップ的就労支援を実施。市ホームページに障害者対象求人を掲載（毎週更新）。
- ・商工会議所と協定を締結し、会員企業に周知、雇用意向調査、福祉事業所の見学会を実施。
- ・市雇用センターを設置し、働きたい障害者と雇用したい企業の間に入って支援。定期的な職場訪問、障害者に対するアフターケアも行う。権利擁護やひきこもりの相談にもワンストップで相談を受けている。
- ・就労移行支援金として、障害者ひとりに10万円を支給。

市ホームページには平成23年からの就労者数データが掲載されており(右参照)、以上の取組により就労者数が増加していることがわかるようになっている。

市担当者への聴き取りによれば、この事業の原動力はひとえに市長の熱意にあるという。積極的にトップセールスを行い、市議会に対しても支出に理解を求めている。また、前項で取り上げた障害者優先調達も市長のかけ声で広く呼びかけている。取組を続けることで、市内企業にも障害理解が浸透し、障害を持つ子の親からは、市で就職をバックアップしてもらえることで将来を心配しなくてよい、といったような声が寄せられているという。

* * *

これらの活動で得られた知見をふまえ、次節に提言内容を取りまとめた。



障がい者千五百人雇用

障がい者の就労者数データ



障がい者の就労者数のデータを紹介します。（毎月1日現在で数字の集計を行い、更新しています。）カウントしている数字は、以下の項目に該当する障がい者の就労者数です。

- 総社市内の事業所において就労している障がい者
- 総社市外の事業所において就労している総社市民の障がい者
- 就労支援ルームを通じて就労するなど総社市の取組に基づき就労している障がい者

◆令和6年

区分	一般就労			計	福祉的就労			合計
	市内事業所	市外事業所	市役所		市内事業所	市外事業所	計	
8月	555	336	15	906	379	93	472	1378
7月	547	331	15	893	380	88	468	1361
6月	549	328	15	892	373	87	460	1352
5月	552	326	15	893	372	87	459	1352
4月	559	324	15	898	373	84	457	1355
3月	546	323	15	884	356	91	447	1331
2月	554	318	15	887	358	88	446	1333
1月	554	316	15	885	359	89	448	1333

4 先進事例の検証と提言

(1) 障害理解を促進する場づくりと市民全体の意識調査を

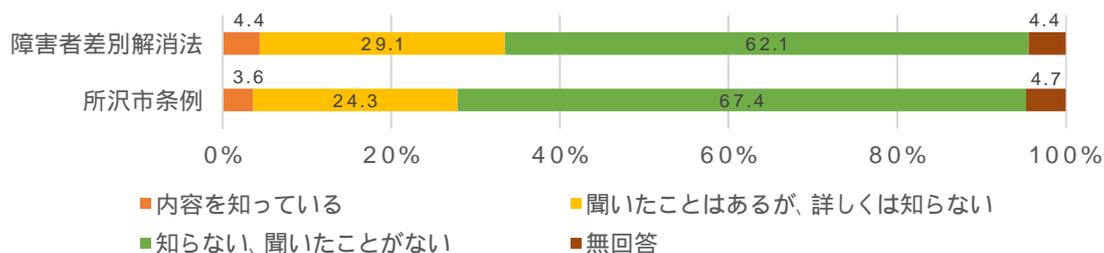
本市に先立って条例を施行した所沢市においては、条例に障害のある人の自立及び社会参加を実現するための重要項目を明記しており、その施策展開として、障害の有無に関わらず誰でも参加できる文化芸術ワークショップに力を入れていた。担当者によれば、障害のない参加者から同じ場で同じ活動を行うことで障害者に対する理解が進んだとの声が聞かれたとのことだった。

また、地元鉄道会社や短大に通う学生と協働して、駅やまちなかにおける車いす利用や視覚障害の白杖使用、障害者サポートのボランティア体験ができるイベントも開催されている。

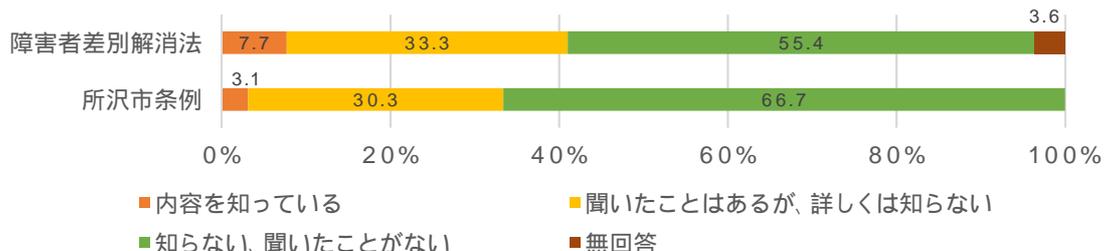
本市においても、障害者週間にイベントを実施しているところであるが、所沢市のように幅広く市民を巻き込み、障害福祉の認知度を高める取組を、様々な場で継続的に行っていくべきである。

なお、所沢市では令和4年に計画策定のためのアンケート調査を行っているが、障害者に限らず、18歳以上の市民のうち、無作為で選んだ400名にもアンケート調査を行っている。所沢市条例や障害者差別解消法に関する認知度に関する結果は以下のとおりであった。

【障害者】



【無作為抽出市民】



所沢市「所沢市障害者支援計画のためのアンケート調査結果まとめ」(令和4年12月)より

参考として本市で実施した同様のアンケート結果を示す。障害者における解消法の認知度は、所沢市より若干低いが、大きな差はみられない。

【障害者】



戸田市「戸田市障がい者総合計画」(令和6年3月)より

ただし、無作為抽出市民についてはアンケートの対象となっていない。障害者だけでなく、障害のない市民の意識調査も併せて行うべきであろう。

以上をふまえ、以下の通り提言する。

障害当事者や各種イベント担当者に、障害者の認知度を高める企画を促し、障害者の参画を促すこと。

認知度を高める取組後は、障害者だけでなく市民全体の意識を調査し、効果検証を行うこと。

(2) 合理的配慮を推進するための施策の実施を

視察を行った所沢市では、条例に基づき合理的配慮をハード面から支援する施策として、社会的障壁の除去推進事業補助金事業を、条例を制定した平成30年度から令和5年度まで実施した。意思疎通のための点字メニューの導入を行うなどの物品購入には5万円まで全額補助、店舗入口の手すりやスロープ等の工事を行うといった工事には20万円まで全額補助が受けられた。

なお、同様の補助事業は、本市にさきがけて条例を制定した自治体であるさいたま市や大阪府茨木市、兵庫県明石市でも実施されている。商工業者に限らず、NPOや地域の団体も利用対象としている。

市内に店舗のある事業者の皆様 次なる茨木へ。

合理的配慮の提供支援に係る費用を助成します！

障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も、みんなが暮らしやすいまち・茨木づくりにご協力ください。

 <p>コミュニケーションツールの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 点字メニューの作成 会話ボードの作成 など <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">上限額 5万円</p>	 <p>物品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 筆談ボード 折りたたみ式スロープ 高さ可動式テーブル など <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">上限額 10万円</p>	 <p>工事の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 手すりの設置 段差の解消 洗面所等の改修 点字J字等の敷設 など <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">上限額 20万円</p>
---	---	---

◆助成対象者 茨木市内に事業所を置き、不特定多数の方が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行うもの（中小企業者、特定非営利活動法人）

(大阪府茨木市HPより)

合理的配慮の提供を支援する助成制度について

明石市では、障害のある人もない人も安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくために、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しています。

ホームページはこちらから→ 

1 制度を利用できる団体

- ① 事業者など民間の事業者
- ② 自治会など地域の団体
- ③ サークルなどの民間団体

2 助成の対象になるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下にあたるもの

<p>コミュニケーションツールの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 点字メニュー チラシの音訳 コミュニケーションボードなど <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">上限額 5万円</p>	<p>物品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 折りたたみ式スロープ 筆談ボード など <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">上限額 10万円</p>	<p>工事の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易スロープや手すりなどの工事の施工にかかる費用 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">上限額 20万円</p>
--	---	---

(兵庫県明石市HPより)

所沢市においては、補助金の申請件数・金額は令和元年度の20件、約97万円をピークに減少しており、最終年度の令和5年度は3件、約25万円であった。担当者によれば、コロナ禍の時期と重なってしまったこともあり、補助金の周知に苦慮した側面もあったとのことだった。いずれにしても、新規に補助事業を行う前には、実態調査を行い、潜在的なニーズを把握すべきだろう。

既に本市では「商店等新業種等転換支援事業」として、小売・飲食・サービス業向けに社会的課題の解決を図るための改修工事を対象とした補助対象事業があるが、障害者支援につながる施策として積極的な周知に努めてほしい。また、今後の展開として、先進自治体のように利用者の範囲や物品購入に補助対象を拡大した新規補助事業も望みたい。

以上をふまえ、以下の通り提言する。

市内事業者のバリアフリー状況について実態調査を進める一方、障害当事者の利用の現状も調査し、ニーズの把握に努めること。

既存の補助事業の周知を行うとともに、既存の補助事業がカバーしていない合理的配慮を推進するための補助事業を展開し、市内事業者を支援すること。また、補助事業実施後に効果検証を行うこと。

(3) 市における障害者雇用及び業務委託の更なる推進を

本市の障害者雇用は、法定雇用率2.8%に対し、実雇用率は2.93%となっており、数値上達成できている。令和2年度に開設された集約型オフィスについても、請負業務数は開設以降年々増加して、対応できる業務も増えている。現在は障害者雇用12名・支援員4名が集約型オフィスで働いている。

ただし、市役所の職場環境を見ると、執務スペースが手狭で、多目的トイレのある階が少なく、手すりのない階段もあるなど、身体障害者の働きやすい環境が整備されているとは言い難く、雇用できる障害種別が限定されかねない。例を挙げれば、下肢障害者で車いすユーザーの採用希望者がいた場合、対応できる部署はどれだけあるだろうか。

これまでも、議会から誰もが使いやすい庁舎に向けた提言を行い、その対応に取り組んでもらってきたが、働く障害者にとっても使いやすい庁舎であってほしい。令和8年7月には法定雇用率が3%に引き上げられ、今後も引上げの傾向が続くと想定される。職場環境が障害者の職員採用の支障とならないよう、誰にとっても働きやすい環境整備が必要と考える。

また、業務委託における障害者活用も必要だろう。燕市においては、市の庁舎や資料館の清掃の業務委託等の役務を市内の障害者施設から調達しており、令和5年度は17件の役務が該当していた。他方、本市では令和5年度の実績は4件にとどまっており、さらなる拡充を求めたい。

提言(1)では障害福祉の認知度を高める取組みを様々な場で行うよう提案したが、市役所で働く障害者を増やすことで、市役所自体を障害理解を促進する場としてもらいたい。

このことをふまえ、以下の通り提言する。

どんな種別の障害者であっても、その就労の妨げにならないよう、市役所の未整備箇所を洗いだし、整備を計画的に進めること。雇用後も支援を進め、高い職場定着率を維持すること。

障害者就労施設等からの物品等の調達を拡大するだけでなく、市役所等の公共施設に関連する業務委託においても障害者就労を積極的に受け入れること。

(4) 就労強化への取組、就労推進部会の更なる活性化を

本市の障害者就労を考えるにあたって、市として障害者就労の実態が見えてこないというのが一番の課題である。市内における障害者就労の実態については、戸田市障害者就労支援センターの事業報告で支援対象とした障害者や就職数について確認することはできるものの、市全体としてどう実態を把握しているか、障害者の就労に対しどう支援しているかが、一般市民には見えてこない。

前節で挙げた総社市のような取組を目指し、熱意を持って関係者に呼びかけ、就労強化に向けた様々な施策を打ち出せればそれがよいのだが、まずは現在の取組の実態を分析し、その結果を市民向けにホームページに掲載することを求めたい。

また、障害者就労に関する相談窓口については、戸田市障害者就労支援センターや、県の設置する障害者就労・生活支援センターが市内に配置されているが、障害者雇用の求人相談には、ハローワーク川口へ出向く必要がある。総社市のようなワンストップ化の前段として、本市内で完結できるよう、市役所内のハローワークでも求人相談ができる体制づくりを求めたい。

さて、本市における障害者就労に関しては、地域自立支援協議会における専門部会である障害者就労推進部会がある。前述の障害者就労支援センターや就労支援・相談支援事業所、特別支援学校といった障害当事者を支える団体・部門だけでなく、商工会、ハローワーク川口といった団体・部門が参加し定期的に会議を行っている。

視察した燕市においては、令和5年度から、障害者雇用環境の強化を図る施策を開始していたが、事業化にあたっては地域自立支援協議会の就労支援専門部会の委員が参画して、委託事業者の選定に関わったり、補助事業の採択の審査を行っていたことが確認された。

本市においても、この就労推進部会を活用して、市の障害者就労事業の発信源とし、総社市のような障害者就労の先進自治体の取組を本市に落とし込むための検討を行う場としてほしい。

ここにおける提言は、以下の通りである。

障害者就労の現状を確認するために実態調査(相談、就労、定着等)を行い、その結果を市ホームページに掲載すること。

障害者雇用に関する求人情報を、市役所内のハローワークでも取り扱うこと。

障害者就労の計画、実施、効果検証にむけ、障害者就労推進部会を活用、必要な施策には予算措置を行い取組を進めること。

(5) 仕事の選択肢・幅を増やすために、産・官・学・福連携を

令和3年4月に開校した県立戸田かけはし高等特別支援学校(以下、かけはし)では地域との連携を見据えた作業学習が特色とされ、施設内にカフェを併設、革工、紙工などの作業学習が行われている。水耕栽培もかけはしの特色ある作業学習のひとつであるが、令和4年度に本市と包括連携協定を締結した株式会社スタートラインの経営する「IBUKI」の知見も生かされている。

本節の最後に、市内で障害者向けの仕事の選択肢を増やせるような体制づくりを提案したい。例えば、日本基板ネットワーク事務局で行っているような基板の解体は、ドライバーの取り扱いさえできる人ならば、集中して作業に取り組める人に向いている。事務局併設の就労継続支援B型事業所では、地元の特別支援学校の生徒の実習の受入を行ってマッチングを行っており、定着率も高いという結果が出ているという。

上記は一例であるが、雇用の場を生み出せる、生み出したいと考えている事業者をと協業し、かけはしの作業学習に活かせれば、障害当事者にとっても職業選択の幅が広がり、障害者雇用を進めたい事業所にとっては就労前のマッチングができ、安定した雇用を見込める。いわば戸田型の「産・官・学・福」連携を目指すため、以下提言する。

市は、戸田かけはし高等特別支援学校、市内就労支援事業所、及び新たに障害者雇用を創出し、好事例を展開している民間事業者と連携し、就労支援の選択肢を増やす取組を展開すること。

5 おわりに

以上、障害福祉に関する施策を進めてもらうために委員会内で視察・討論した内容を提言書として集約した。他自治体や民間企業の視察で、本市にはない取組が確認できたことにより、委員会としても障害福祉に関する視野が広がった。

障害福祉のイメージは、マイナスに捉えられがちであるものだが、「共生社会」とは、市の制度や施策の活かし方で成立するのではないかと。今回提言した「差別解消」「合理的配慮」「就労強化」については、障害のある当事者や関係者だけでなく、市民すべてに関わることである。私たちは、いつどこで障害者になるかわからない。また、年をとれば誰しものが不便や不自由を感じる時がやってくる。

私たち委員会一同は、すべての市民が共に生きる社会であるために、ここに記してある提言を実行していただくことを願いたい。



健康福祉常任委員会

- 委員長 佐藤太信
- 副委員長 古屋としみつ
- 委員 むとう葉子
- 委員 石川清明
- 委員 酒井郁郎
- 委員 山崎雅俊
- 委員 遠藤英樹